

ILTM Cannes 2019 出展等現地プロモーションに係る企画運営業務の委託
委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都（以下、「都」という。）及び東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、欧米豪のエリア（米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オーストラリア）を中心にプロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、富裕層向け旅行関連事業者を出展対象とした商談イベント「ILTM Cannes」への出展を含めた、現地プロモーションを実施する。（ILTM Cannes については、こちらのWEBサイトの情報を参照 <http://www.iltm.com/cannes/>）

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 40,000,000 円也

※上記金額は、消費税等諸税を含む総額とする。

4 契約の履行期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和元年7月2日（火）

希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和元年7月8日（月）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和元年7月9日（火）中に行う。

※ 指名通知対象事業者全員に、都並びに TCVB がターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」を支給する。

(4) 質問の受付期間

令和元年 7 月 9 日（火）から 7 月 11 日（木）正午まで

様式 1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。

※「質問票」送付先電子メールアドレス：monden@tcvb.or.jp 及び sakai@tcvb.or.jp

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(5) 質問への一斉回答

令和元年 7 月 12 日（金）中に行う。

指名通知対象事業者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。

(6) 企画提案書及び見積書の提出期限

令和元年 7 月 25 日（木）正午

(7) 企画審査会の開催

令和元年 7 月 30 日（火）

(8) 審査結果の通知

令和元年 8 月 1 日（木）までに行う。

6 企画審査会に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を意識のうえ、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記に指定する順番にて、A4 用紙（※両面印刷）、各頁番号を明記し、表表紙含め 15 ページ以内、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。タイトルは、「**ILTM Cannes 2019 出展等現地プロモーションに係る企画運営業務の委託**」とすること。

(ア) 全体運営について

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる運営体制等、下の項目通りとすること。

A) 組織・体制図（TCVB との連携含む）

B) 全体的な業務スケジュール

C) その他関連実績等

(イ) ILTM Cannes 2019 への出展について

A) ブースの企画および設営について

B) ブースの運営および管理について

C) 共同出展者対応について

- (ウ) ネットワーキングイベントについて
 - A) 参加者対応について
 - B) イベント参加者用記念品の手配について
- (エ) 記録および報告書作成について
 - A) 記録用写真の撮影について
 - B) 共同出展者へのアンケート実施および集計について
 - C) 報告書作成について
- (オ) その他
- イ 見積書

本件委託業務全般にかかる見積書。海外等で非課税となる項目についてはこれを明記し、経費総額及び、その内訳（課税対象分、非課税対象分）をあわせて記載すること。なお、下記項目を入れ込むこと。

 - (ア) 仕様書の項目別の内訳及び見積総額
 - (イ) 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とし、消費税は10%で見積もること。
 - (ウ) 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。
- ウ 上記「ア 企画提案書」と「イ 見積書」の PDF データを入れた CD-R 等の電子記録媒体

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書 (※両面印刷)	なし	なし	12部
	あり	なし	1部
イ 見積書	なし	なし	12部
	あり	あり	1部
ウ 電子記録媒体	あり	なし	1部

イ 提出体裁

上記(1)の提出物「ア 企画提案書」及び「イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送又は持参とする。封筒に「ILTM Cannes 2019 出展等現地プロモーションに係る企画運營業務の委託 事業者選定企画審査会資料」と朱書きすること。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5階

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は様式 2「辞退届」を令和元年 7 月 25 日（木）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施日

令和元年 7 月 30 日（火） 予定

(2) 実施場所

東京観光財団 5 階会議室 予定

(3) 実施方法

応募者（1 社 4 名以内）のプレゼンテーションとする

(4) 実施日時、場所の詳細については、指名通知後に個別に連絡する。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「ILTM Cannes 2019 出展等現地プロモーションに係る企画運營業務の委託」に係る事業者選定企画審査会実施要領に基づき選考を執り行う。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 全体運営について

ア 業務全てが効率的で円滑な運営が行える体制が整っているか

イ 業務全てが計画的且つ着実に進められるスケジュールとなっているか

ウ 業務を運営する上で必要となる経験や実績、ネットワークを有しているか

(2) ILTM Cannes 2019 への出展について

ア ラグジュアリートラベル市場におけるニーズや特性を理解した上で、ブースのテーマ／コンセプトが設定されているか

イ 和の要素にとらわれ過ぎず、東京のラグジュアリートラベル・デスティネーションとしての多様な魅力が体現されているブースとなっているか

- ウ 出展する商談イベントの趣旨や目的にあわせ、上質で利便性の高いブースが提案されているか
 - エ 備品等の質や量、配置や保管について、適切な企画が提案されているか
 - オ 運営スタッフの能力や技術、人数や配置、装い等について適切な企画が提案され、ブースの運営や管理が効果的に行えるか
 - カ 共同出展者への対応が効果的かつ効率的に行えるか
- (3) ネットワーキングイベントについて
- ア 参加者への対応が効果的かつ効率的に行えるか
 - イ 東京のラグジュアリートラベルのデスティネーションとしての認知向上や、訪都意欲の喚起、送客促進等に繋がる様な、魅力的な記念品が提案されているか
 - ウ 記念品の輸送や管理が適切に行えるか
- (4) 記録および報告書作成について
- ア プロモーションの実施内容を適切に記録する企画 となっているか
- (5) その他
- ・ 価格設定は妥当なものになっているか
 - ・ その他、本事業の運営にあたり有効となるような特筆すべき事項があるか

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り、指定 E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレスへ一斉に回答する。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託 上限額の範囲内において

て、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：門田、副担当：酒井）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683

FAX：03-5579-2685

以上